

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日につき、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 町の区域の新設等 (市町村振興課)
 - 字の区域の変更等 ()
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課)
 - 国土調査の成果の認証 ()
 - 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (水産課)
 - 公共測量の終了 (管理課)
 - 土地区画整理法による換地処分 (都市計画課)
 - 開発行為に関する工事の完了 ()
 - 海岸保全区域の指定の一部改正 (河川課)
 - 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)
- ◇ 選 管 告 示
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
 - 資金管理団体の届出
 - 資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出
 - 資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 告 示

平成十一年度前期実施技能検定の実施 (労政能力開発課)
平成十一年度随時実施技能検定の実施 ()
二級建築士試験等の実施 (建築課)

告 示

鳥取県告示第二百二十四号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長からの次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法 (昭和二十九年法律第十九号) 第三百三條第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業 (第三十四工区) の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称	同上の区域 (平成十年九月二十九日現在の地番による。)
若葉台北一丁目	海蔵寺字池ノ谷の一、一の九、一の一〇、五三、五四の一、五四の三及びこれらと一体をなす国有地 海蔵寺字赤坂五五の一、五五の三、五五の五、五五の六及びこれらと一体をなす国有地 海蔵寺字土居ノ上五六の二、五六の二一、五六の二二、五

	<p>六の二四、五六の二五、五六の二八から五六の三三まで、五六の六二、五六の六三、五六の七一の一部及びこれらと一体をなす国有地 紙子谷字門上谷一二八の二二の一部、一二九の二九、一二九の三四、一三〇 桂木字大芝四二六の四 生山字菖蒲谷一九五、一九六の二、一九七の一、六一〇から六一五まで、六一六及びこれらと一体をなす国有地 生山字捨樋谷五九五の一 生山字松ヶ谷五九六の一、五九六の三から五九六の八まで、五九六の一〇、五九七の一、五九七の二、五九八、六〇〇の五から六〇〇の八まで、六〇一の一 生山字二ツ橋六〇二の一、六〇二の四、六〇二の六、六〇二の八</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（平成十年九月二十九日現在の地番による。）</p>
<p>若葉台北六丁目</p>	<p>若葉台北六丁目の全域 海蔵寺字池ノ谷一の四から一の七まで、五四の二及びこれらと一体をなす国有地 海蔵寺字赤坂五五の二〇、五五の二一 紙子谷字門上谷一二八の二一、一二八の二二、一二九の三〇、一二九の三一、一二九の三六</p>
<p>海蔵寺字池ノ谷</p>	<p>海蔵寺字池ノ谷のうち一の一、一の四から一の七まで、一の九、一の一〇、五三、五四の一から五四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>海蔵寺字赤坂</p>	<p>海蔵寺字赤坂のうち五五の一、五五の三、五五の五、五五の六、五五の二〇、五五の二一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>海蔵寺字土居ノ上</p>	<p>海蔵寺字土居ノ上のうち五六の二、五六の二一、五六の二二、五六の二四、五六の二五、五六の二八から五六の三三まで、五六の六二、五六の六三、五六の七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>紙子谷字門上谷 桂木字大芝 生山字菖蒲谷 生山字捨樋谷 生山字松ヶ谷 生山字二ツ橋</p>	<p>紙子谷字門上谷のうち一二八の二二の一部、一二八の二二、一二九の二九から一二九の三一まで、一二九の三四、一二九の三六、一三〇以外の区域 桂木字大芝のうち四二六の四以外の区域 生山字菖蒲谷のうち一九五、一九六の二、一九七の一、六一〇から六一五まで、六一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 生山字捨樋谷のうち五九五の一以外の区域 生山字松ヶ谷のうち五九六の一、五九六の三から五九六の八まで、五九六の一〇、五九七の一、五九七の二、五九八、六〇〇の五から六〇〇の八まで、六〇一の一以外の区域 生山字二ツ橋のうち六〇二の一、六〇二の四、六〇二の六、六〇二の八以外の区域</p>
<p>鳥取県告示第百二十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、西伯町（大字福成の一部）の地積図及び地積簿の国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。 平成十一年三月二日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称 大字福成字早里 同上の区域（平成十年十月一日現在の地番による。） 大字福成字早里の全域 大字福成字早里山のうち二二七の一の一部、二二八の一</p>

大字福成字早里山	一部、二二八の四の一部以外の区域 大字福成字早里山二二七の一の一部、二二八の一の一部、二二八の四の一部
大字福成字亀尾山	大字福成字亀尾山のうち二二三の四、二二三の五、二二三の五、一三三の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福成字福成字ウシ丸六九二の二及びこれと一体をなす国有地並びに六八九、六九〇、六九二の二と一体をなす国有地の一部 大字福成字ウシ丸山七一四の二、七一五の二及びこれらと一体をなす国有地
大字福成字荒神山	大字福成字荒神山のうち二二六の二、二二六の四、二二六の七以外の区域 大字福成字畑中二四二の二
大字福成字畑中	大字福成字畑中のうち二二九の一、二二九の二、二四〇、二四一の二、二四一の三、二四二の二、三〇二の三から三〇二の五まで、三〇二の一〇、三三二八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福成字新土手下の全域
大字福成字下り瀬	大字福成字下り瀬のうち四六八の一、四八五の一、四八七の二、四八八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福成字藪ノ下の全域
大字福成字ミハカキ	大字福成字下り瀬四六八の一、四八五の一、四八七の二、四八八の三及びこれらと一体をなす国有地 大字福成字ミハカキのうち五〇六の二から五〇六の八まで、五一一の一、五一四、五一五の二、五一五の三、五一五の五、五一五の六、五一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字龍福寺	大字福成字ミハカキ五〇六の二から五〇六の八まで、五一一の一、五一四、五一五の二、五一五の三、五一五の五、五一五の六、五一六及びこれらと一体をなす国有地 大字福成字流福寺の全域
大字福成字寺ノ上	大字福成字寺ノ上五三五の二 大字福成字奉公橋一五一及びこれと一体をなす国有地並びに一五〇の三と一体をなす国有地の一部
大字福成字堤塔	大字福成字寺ノ上のうち五三五の二以外の区域 大字福成字堤塔のうち五六八、五九七の二、五九七の三及び五六五、五六六、五六六の内、五六七、五六九、五七一の一、五八八、五九〇、五九一の四、五九一の六、五九二、五九三の二、五九三の三と一体をなす国有地以外の区域
大字福成字寺ノ前	大字福成字堤塔五九七の二、五九七の三及び五六九、五七一の一、五八八、五九〇、五九一の四、五九一の六、五九二、五九三の二、五九三の三と一体をなす国有地の一部 大字福成字寺ノ前のうち六一六の七、六一六の八、六一七の六、六一七の八、六一七の九以外の区域 大字福成字寺ノ前下六五七の一、六五八の一、六五九の一及びこれらと一体をなす国有地
大字福成字堤塔ノ下モ	大字福成字堤塔五六八及び五六五、五六六、五六六の内、五六七、五七一の一と一体をなす国有地の一部 大字福成字堤塔ノ下モの全域
大字福成字寺ノ前下	大字福成字荒神山二二六の二、二二六の四、二二六の七 大字福成字畑中二二九の一、二二九の二、二四〇、二四一の二、二四一の三、三〇二の三から三〇二の五まで、三〇二の一〇、三三二八及びこれらと一体をなす国有地 大字福成字寺ノ前六一六の七、六一六の八、六一七の六、六一七の八、六一七の九 大字福成字寺ノ前下のうち六五七の一、六五八の一、六五九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福成字ウシ丸	大字福成字亀尾山二二三の六 大字福成字ウシ丸のうち六九二の二及びこれと一体をなす国有地並びに六八九、六九〇、六九二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福成字ウシ丸山	大字福成字ウシ丸山のうち七一四の二、七一五の二及びこ

大字福成字奉公橋

大字福成字奉公橋のうち一五一一及びこれと一体をなす国有地並びに一五一〇の三、一五〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字福成字新土手下
大字福成字敷ノ下

鳥取県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税身替財源農道整備事業南大山二期地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年三月三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北条町	平成八年度から平成十年度まで	北条町（江北及び土下の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町江北及び土下の各一部	平成十一年三月二日
西伯町	平成八年度及び平成九年度	西伯町（大字福成の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡西伯町大字福成の一部	〃
会見町	平成七年度及び平成八年度	会見町（諸木及び田住の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡会見町諸木及び田住の各一部	〃

鳥取県告示第百二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、中山加入区及び御来屋加入区について同法第百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本道路公団中国支社鳥取工務事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（道路計画図作成）

二 作業地域 八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

三 終了年月日 平成十一年一月三日

鳥取県告示第百三十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三十四工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年六月二日 鳥取県指令倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市井手畑字上通

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上井三六五一

株式会社ベクト総業

代表取締役 石賀 和夫

鳥取県告示第百三十二号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸北条海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸大栄海岸大栄東地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸
北条海岸

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点九十四と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

- 基点一 東伯郡北条町江北字灘際二九〇五―二六と同字二九〇五―二の境界の標柱一
- 基点二 基点一から二六三度二九分四〇秒、九九・九九メートルの標柱二
- 基点三 基点二から二六八度二七分一九秒、一〇〇・〇メートルの標柱三
- 基点四 基点三から二六八度三二分二七秒、九〇・九九メートルの標柱四
- 基点五 基点四から二六三度三五分一九秒、一〇一・九九メートルの標柱五
- 基点六 基点五から二六二度五八分三五秒、一五〇・三六メートルの標柱六
- 基点七 基点六から二六二度五七分二九秒、一二〇・七二メートルの標柱七
- 基点八 基点七から二五〇度〇七分四二秒、一四・六四メートルの標柱八
- 基点九 基点八から二六三度五四分一五秒、七八・三三メートルの標柱九
- 基点十 基点九から二六四度二六分五七秒、一〇一・二九メートルの標柱十
- 基点十一 基点十から二六三度二〇分〇〇秒、一五〇・一七メートルの標柱十一
- 基点十二 基点十一から二六五度〇〇分〇五秒、一五〇・二六メートルの標柱十二
- 基点十三 基点十二から二六五度四二分〇三秒、一五〇・四〇メートルの標柱十三
- 基点十四 基点十三から二六五度一九分五九秒、一五〇・〇九メートルの標柱十四
- 基点十五 基点十四から二六一度三二分一七秒、一五一・三五メートルの標柱十五
- 基点十六 基点十五から二六三度四五分二四秒、一六

- 基点十七 四・〇〇メートルの標柱十六
- 基点十八 基点十六から二六七度〇三分三一秒、一四九・九五メートルの標柱十七
- 基点十九 基点十七から二六七度〇二分二〇秒、一四九・七一メートルの標柱十八
- 基点二十 基点十八から二六三度四七分五二秒、七九・九三メートルの標柱十九
- 基点二十一 基点十九から二六六度二五分三二秒、三〇一・三二メートルの標柱二十
- 基点二十二 基点二十から二六五度〇二分四一秒、一九六・七三メートルの標柱二十一
- 基点二十三 基点二十一から二六五度〇〇分四八秒、一二二・八一メートルの標柱二十二
- 基点二十四 基点二十二から二六四度五九分三八秒、一五七・五七メートルの標柱二十三
- 基点二十五 基点二十三から二六六度五七分五三秒、七六・四五メートルの標柱二十四
- 基点二十六 基点二十四から二六六度〇二分一九秒、一三九・六九メートルの標柱二十五
- 基点二十七 基点二十五から二六五度三二分〇五秒、一七七・九四メートルの標柱二十六
- 基点二十八 基点二十六から二六八度〇七分二二秒、一三一・八七メートルの標柱二十七
- 基点二十九 基点二十七から二六七度二五分四九秒、七一・九五メートルの標柱二十八
- 基点三十 基点二十八から二六四度一七分一三秒、九八・三二メートルの標柱二十九
- 基点三十一 基点二十九から二六九度四二分三六秒、一一三・〇四メートルの標柱三十
- 基点三十二 基点三十から二六九度四二分四二秒、二九・三八メートルの標柱三十一
- 基点三十三 基点三十二から二六七度一〇分四六秒、三〇三・六八メートルの標柱三十二
- 基点三十四 基点三十三から二六七度三六分五二秒、一一

基点三十二	一・三五メートルの標柱三十一 基点三十一から二七二度二五分四三秒、九 四・八七メートルの標柱三十二
基点三十三	基点三十二から二七〇度二九分〇五秒、一 〇四・一四メートルの標柱三十三
基点三十四	基点三十三から二六六度二六分五七秒、九 〇・〇八メートルの標柱三十四
基点三十五	基点三十四から二六八度一五分三七秒、一 一九・四八メートルの標柱三十五
基点三十六	基点三十五から二六五度三九分一九秒、一 九〇・二九メートルの標柱三十六
基点三十七	基点三十六から二六〇度五七分五二秒、九 〇・一五メートルの標柱三十七
基点三十八	基点三十七から二六九度一七分五九秒、一 五〇・二二メートルの標柱三十八
基点三十九	基点三十八から二七八度三三分〇七秒、一 二〇・一八メートルの標柱三十九
基点四十	基点三十九から二六八度〇〇分四五秒、一 〇〇・一四メートルの標柱四十
基点四十一	基点四十から二六七度二〇分〇〇秒、一〇 〇・一六メートルの標柱四十一
基点四十二	基点四十一から二六六度三〇分一五秒、一 〇〇・一六メートルの標柱四十二
基点四十三	基点四十二から二六七度〇五分二四秒、一 四〇・二一メートルの標柱四十三
基点四十四	基点四十三から二六九度一七分二八秒、一 〇〇・一四メートルの標柱四十四
基点四十五	基点四十四から二六七度〇七分四八秒、一 〇〇・三八メートルの標柱四十五
基点四十六	基点四十五から二六七度二五分三三秒、一 〇〇・一三メートルの標柱四十六
基点四十七	基点四十六から二七一度三一分四六秒、九 九・九六メートルの標柱四十七
基点四十八	基点四十七から二七三度〇九分四五秒、七

鳥取県鳥取沿岸
北条海岸

基点四十九	二・〇〇メートルの標柱四十八 基点四十八から北七六メートルの点
基点五十	基点四十七から北九八メートルの点
基点五十一	基点四十六から北九四メートルの点
基点五十二	基点四十五から北九七メートルの点
基点五十三	基点四十四から北七八メートルの点
基点五十四	基点四十三から北八五メートルの点
基点五十五	基点四十二から北一〇〇メートルの点
基点五十六	基点四十一から北八六メートルの点
基点五十七	基点四十から北九五メートルの点
基点五十八	基点三十九から北八〇メートルの点
基点五十九	基点三十八から北九一メートルの点
基点六十	基点三十七から北一一三メートルの点
基点六十一	基点三十六から北七七メートルの点
基点六十二	基点三十五から北八四メートルの点
基点六十三	基点三十四から北一〇二メートルの点
基点六十四	基点三十三から北九二メートルの点
基点六十五	基点三十二から北九四メートルの点
基点六十六	基点三十一から北一〇〇メートルの点
基点六十七	基点三十から北一〇一メートルの点
基点六十八	基点二十九から北一一三メートルの点
基点六十九	基点二十八から北一一三・四一メートルの点
基点七十	基点二十八から北二六三・四八メートルの点
基点七十一	基点二十五から北二六三・九六メートルの点
基点七十二	基点二十一から北二五三・七九メートルの点
基点七十三	基点二十一から北一二三・八九メートルの点
基点七十四	基点二十一から北一一五メートルの点
基点七十五	基点二十から北一一五メートルの点
基点七十六	基点十九から北一〇五メートルの点

鳥取県鳥取沿岸
大栄海岸大栄東
地区海岸

基点七十七	基点十八から北一一三メートルの点
基点七十八	基点十七から北一二九メートルの点
基点七十九	基点十六から北一二五メートルの点
基点八十	基点十五から北九八メートルの点
基点八十一	基点十四から北一〇一メートルの点
基点八十二	基点十三から北一〇九メートルの点
基点八十三	基点十二から北一一二メートルの点
基点八十四	基点十一から北一一〇四メートルの点
基点八十五	基点十から北九九メートルの点
基点八十六	基点九から北九一メートルの点
基点八十七	基点八から北九九メートルの点
基点八十八	基点七から北九三メートルの点
基点八十九	基点六から北九八メートルの点
基点九十	基点五から北九一メートルの点
基点九十一	基点四から北八九メートルの点
基点九十二	基点三から北九六メートルの点
基点九十三	基点二から北一一六メートルの点
基点九十四	基点一から北一一三九メートルの点

次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点五十九と基点一とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一	東伯郡大栄町大字東園字稲場六〇八一四八 四地先の標柱一
基点二	基点一から二六八度〇二分一三秒、九九・ 八九メートルの標柱二
基点三	基点二から二六八度〇一分五八秒、一〇〇・ 〇九メートルの標柱三
基点四	基点三から二六八度〇二分〇三秒、一〇〇・ 〇二メートルの標柱四
基点五	基点四から二七〇度二五分五五秒、一一九・ 九〇メートルの標柱五
基点六	基点五から二六九度四七分三〇秒、一一九・ 八八メートルの標柱六

基点七	基点六から二七〇度〇三分四一秒、九九・ 九〇メートルの標柱七
基点八	基点七から二七〇度〇六分四〇秒、一〇〇・ 一四メートルの標柱八
基点九	基点八から二七〇度〇七分二四秒、一四九・ 七八メートルの標柱九
基点十	基点九から二七〇度〇六分〇五秒、八九・ 九三メートルの標柱十
基点十一	基点十から二七〇度〇六分四九秒、一一〇・ 三四メートルの標柱十一
基点十二	基点十一から二七〇度〇五分三四秒、一一〇・ 一四メートルの標柱十二
基点十三	基点十二から二七〇度〇七分二二秒、一九 九・九一メートルの標柱十三
基点十四	基点十三から二七〇度〇六分五二秒、九九・ 六七メートルの標柱十四
基点十五	基点十四から二七〇度〇七分三〇秒、九九・ 九四メートルの標柱十五
基点十六	基点十五から二七〇度〇七分二〇秒、一一〇 ・二三メートルの標柱十六
基点十七	基点十六から二七〇度五七分四〇秒、一一〇 ・〇五メートルの標柱十七
基点十八	基点十七から二七〇度五七分三〇秒、九九・ 六一メートルの標柱十八
基点十九	基点十八から二七〇度五七分四二秒、九九・ 五三メートルの標柱十九
基点二十	基点十九から二七〇度五七分〇〇秒、九九・ 五八メートルの標柱二十
基点二十一	基点二十から二七〇度五六分〇七秒、一一〇 ・二二メートルの標柱二十一
基点二十二	基点二十一から二七〇度五五分〇七秒、九 九・九三メートルの標柱二十二
基点二十二	基点二十二から二七一度四三分三七秒、九 三・三八メートルの標柱二十二

基点二十三	基点二十二から二七一度四分二〇秒 六・二九メートルの標柱二十三
基点二十四	基点二十三から二七一度四分三秒、九 九・七三メートルの標柱二十四
基点二十五	基点二十四から二七一度四分八秒、九 八・七六メートルの標柱二十五
基点二十六	基点二十五から二七〇度〇六分四三秒、九 九・七一メートルの標柱二十六
基点二十七	基点二十六から二七〇度〇七分三二秒、九 九・三四メートルの標柱二十七
基点二十八	基点二十七から二七〇度〇五分五六秒、九 九・六六メートルの標柱二十八
基点二十九	基点二十八から二七二度〇五分三〇秒、一 〇〇・〇〇メートルの標柱二十九
基点二十九	基点二十九から二七二度〇五分一四秒、九 六・一一メートルの標柱二十九
基点三十	基点二十九から二七二度〇五分〇八秒、 一一・一五メートルの標柱三十
基点三十一	基点三十から北一五〇メートルの点
基点三十二	基点二十九から北一四五・七四メート ルの点
基点三十三	基点二十九から北二六二・六一メート ルの点
基点三十四	基点二十八から北二六一・三四メートルの点
基点三十五	基点二十五から北二四九・〇八メートルの点
基点三十六	基点二十二から北二四六・六〇メート ルの点
基点三十七	基点二十二から北九九・五〇メート ルの点
基点三十八	基点二十二から北一〇七メートルの点
基点三十九	基点二十一から北九六メートルの点
基点四十	基点二十から北九四メートルの点
基点四十一	基点十九から北九六メートルの点
基点四十二	基点十八から北一〇四メートルの点

基点四十三	基点十七から北一一二メートルの点
基点四十四	基点十六から北一一六メートルの点
基点四十五	基点十五から北一〇九メートルの点
基点四十六	基点十四から北一〇九メートルの点
基点四十七	基点十三から北一一〇メートルの点
基点四十八	基点十二から北九九メートルの点
基点四十九	基点十一から北八八メートルの点
基点五十	基点十から北七六メートルの点
基点五十一	基点九から北一〇〇メートルの点
基点五十二	基点八から北一一〇メートルの点
基点五十三	基点七から北九〇メートルの点
基点五十四	基点六から北八四メートルの点
基点五十五	基点五から北八八メートルの点
基点五十六	基点四から北八八メートルの点
基点五十七	基点三から北一一六メートルの点
基点五十八	基点二から北八二メートルの点
基点五十九	基点一から北七六メートルの点

鳥取県告示第百三十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金
融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正
し、平成十一年三月十五日から施行する。

平成十一年三月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中「境南支店」を「境南出張所」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
中西しげやす後援会	前田貞夫	西根良雄	岩美郡福部村大字細川七二七―二〇	平成十一年一月十九日	その他の政治団体
上田としお後援会	谷口 満	井上幸喜	八頭郡八東町大字茂田一五六	平成十一年一月二十六日	〃
井田章雄後援会	小早川宗夫	藤江利夫	西伯郡会見町円山一四三	平成十一年一月二十七日	〃
岡敏寛後援会	橋本一実	尾崎千之	気高郡青谷町大字長和瀬三六	平成十一年二月一日	〃
河合まさる後援会	石原正雄	河合 肇	西伯郡岸本町岸本三〇七	〃	〃
木下靖夫後援会	松本五郎	北尾増雄	八頭郡用瀬町大字用瀬二二六	〃	〃
野坂明典後援会	井澤正治	影山和徳	西伯郡岸本町岸本二九〇	平成十一年二月二日	〃

梅津志郎後援会	山下 理	梅津 作	東伯郡大栄町大字大谷七八七―二	平成十一年二月三日	〃
松井亀太郎後援会	松井亀太郎	松井美和子	東伯郡大栄町大字由良宿三三七―五	平成十一年二月四日	〃
知久馬三子後援会	佐々木周子	入江實夫	鳥取市富安一丁目一四	平成十一年二月五日	〃
知久馬三子資金管理団体	知久馬三子	〃	〃	〃	〃
田中文字後援会	田中勝昭	今本 潔	気高郡鹿野町大字鷲峰八〇八	平成十一年二月八日	〃
福田幹右後援会	前田皓哉	川上 徹	岩美郡国府町大字高岡七三二―一	〃	〃
今本きよし後援会	今本明子	金田靖典	気高郡鹿野町大字今市九一六	平成十一年二月九日	〃
さかお文正後援会	花木博文	坂尾紀和	八頭郡八東町大字才代四七	平成十一年二月十日	〃
明日の鳥取県を創る会	石破達己	久本雅義	鳥取市商栄町二二一一七	平成十一年二月十二日	〃
津川しゅんじ後援会	松尾寿明	津川俊仁	東伯郡大栄町大字亀谷三八二―一	平成十一年二月十五日	〃
山根さとし後援会	田川堅持	田淵隼仁	岩美郡福部村大字細川三三六	〃	〃
鳥取県管工事政策協議会	足立富雄	尾崎英篤	鳥取市松並町二丁目一六〇―三〇三	平成十一年二月十七日	〃
鳥取県東部管工事政策協議会	尾崎英篤	吉田峰雄	〃	〃	〃
安田とよみ後援会	小谷光徳	田中 淳	岩美郡福部村大字高江一三一	〃	〃

倉見誠一後援会	松田則正	東田康正	八頭郡八東町大字 三浦二八七	平成十一年 二月十八日	〃
阪本和俊後援会	前田靖昭	阪本和俊	東伯郡大栄町大字 妻波七〇三	平成十一年 二月十九日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県土地改良支部	会計責任者の氏名	田中 義弘	谷澤 英一	平成十一年 二月十二日	政党の支部
佐伯健二「改革 まず行動ネット ワーク」	主たる事務所 の所在地	東伯郡赤碕町 大字赤碕四〇 四	東伯郡赤碕町 大字赤碕四〇 〇の六	平成十一年 一月二十六 日	その他 の政治 団体
吉田幸史後援会	〃	東伯郡大栄町 大字由良宿一 六三九一八	東伯郡大栄町 大字由良宿一 七七三一	平成十一年 二月九日	〃
小笠原義雄後援 会	代表者の氏名	和田 秋男	足羽 幹雄	平成十一年 二月十二日	〃

田村耕太郎後援 会	〃	吉岡 秀樹	石井 信儀	〃	〃
鳥取県土地改良 政治連盟	会計責任者の 氏名	田中 義弘	谷澤 英一	〃	〃
角友会	代表者の氏名	山根 登	角田 勇一	平成十一年 二月十六日	〃
政治結社大日本 政友会	主たる事務所 の所在地	鳥取市桂見六 五一―一〇	鳥取市富安一 丁目一七三	〃	〃
〃	代表者の氏名	高野 春美	平野 則明	〃	〃
〃	会計責任者の 氏名	最上 康之	高野 晃一	〃	〃
福山いわお後援 会	政治団体の名 称	福山いわお後 援会	福山巖後援会	平成十一年 二月十九日	〃
〃	主たる事務所 の所在地	東伯郡大栄町 大字由良宿一 〇八七―三	東伯郡大栄町 大字大谷一二 七九	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年三月二日 鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦		◎その他の政治団体 期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 知久馬二三子後援会 報告年月日 平成11年2月3日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 222,300円 前年繰越額 222,300円 本年収入額 0円		(2) 支出の内訳 2 支出の内訳 政治活動費 130,000円 組織活動費 130,000円 合 計 130,000円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
鳥取県選挙管理委員会告示第十七号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、 次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。 平成十一年三月二日					
政治団体の名称 村田梅雄後援会	代表者の氏名 森尾 宇平	会計責任者の 氏名 山田 義治	主たる事務所 の所在地 岩美郡福部村 大字左近 西一	届出年月日 平成十一年 一月二十六 日	備考 その他 の政治 団体

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

知久馬二三子後援会 安藤 倬己 入江 實夫 東伯郡三朝町 大字三朝五八 六一一 平成十一年 二月三日	前田八郎後援会 茂藤 彰寿 田中 昇 東伯郡大栄町 大字原八五九 〃 〃	徳本幸男後援会 徳田 芳博 高原 秀治 鳥取市宮谷三 九二一五 平成十一年 二月四日 〃	野口辰猪後援会 小西 護郎 野口 睦行 西伯郡岸本町 大原五九〇 〃 〃	角田勇一後援会 吉尾増太郎 山根 登 西伯郡名和町 大字御来屋九 四三一 平成十一年 二月九日 〃	西尾迢富政治連 盟 西尾 迢富 徳永 正明 鳥取市下段五 〇二 〃 〃	角友会 山根 登 山根 登 西伯郡名和町 大字御来屋九 四三 平成十一年 二月十六日 〃
---	--	---	--	---	--	--

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、
 政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
 その要旨を次のとおり公表する。
 平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎その他の政治団体 期間 平成10年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 村田梅雄後援会 報告年月日 平成11年1月26日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 5,400,000円 (2) 支出総額 5,400,000円</p>	<p>鳥取産院 300,000円 鳥取市 月島機械(株) 500,000円 広島市 ザイヤモンド(株) 300,000円 鳥取市 小計 5,400,000円 (2) 支出の内訳</p>
<p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 45,246円 ア 前年繰越額 45,202円 イ 本年収入額 44円 (2) 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 野口辰緒後援会 報告年月日 平成11年2月4日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>法人その他の団体からの寄附 合 計 5,400,000円 [寄附の内訳] 法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称)(金額)(事務所の所在地) 鳥取県東部歯科医師会 100,000円 鳥取市 建設業協会東部支部 100,000円 鳥取市 鳥取県歯科医師連盟 500,000円 鳥取市 (有)西村恒心 100,000円 鳥取市 (株)サカエ 100,000円 鳥取市 (株)大地企画 500,000円 鳥取市 (株)鳥取銀行 500,000円 鳥取市 鳥取県東部医師連盟 300,000円 鳥取市 サイトラコンサルタント(株) 500,000円 鳥取市 (株)懸樋工務店 500,000円 鳥取市 (株)田中建設 300,000円 鳥取市 (株)大佐古組 300,000円 鳥取市 (株)岡本工務店 300,000円 鳥取市 平和建設(有) 200,000円 鳥取市</p>	<p>鳥取産院 300,000円 鳥取市 月島機械(株) 500,000円 広島市 ザイヤモンド(株) 300,000円 鳥取市 小計 5,400,000円 (2) 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 5,400,000円 合 計 5,400,000円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>2 収入の内訳 その他の収入 10万円未満の収入 44円 合 計 44円</p>	<p>2 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 2,707円 合 計 2,707円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>	<p>鳥取県東部歯科医師会 100,000円 鳥取市 建設業協会東部支部 100,000円 鳥取市 鳥取県歯科医師連盟 500,000円 鳥取市 (有)西村恒心 100,000円 鳥取市 (株)サカエ 100,000円 鳥取市 (株)大地企画 500,000円 鳥取市 (株)鳥取銀行 500,000円 鳥取市 鳥取県東部医師連盟 300,000円 鳥取市 サイトラコンサルタント(株) 500,000円 鳥取市 (株)懸樋工務店 500,000円 鳥取市 (株)田中建設 300,000円 鳥取市 (株)大佐古組 300,000円 鳥取市 (株)岡本工務店 300,000円 鳥取市 平和建設(有) 200,000円 鳥取市</p>	<p>期間 平成10年1月1日～同年10月30日 政治団体の名称 角田勇一後援会 報告年月日 平成11年2月9日 (平成10年10月30日解散)</p>
<p>政治団体の名称 前田八郎後援会 報告年月日 平成11年2月3日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>収入・支出の総額 1 収入総額 16,742円 (1) 前年繰越額 16,742円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>	<p>政治団体の名称 西尾遼富政治連盟 資金管理団体の届出をした者の氏名 西尾遼富 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市長 報告年月日 平成11年2月9日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>収入・支出の総額 1 収入総額 9,602円 (1) 前年繰越額 9,602円 (2) 本年収入額 0円 2 支出総額 0円</p>
<p>政治団体の名称 徳本幸男後援会 報告年月日 平成11年2月4日 (平成10年12月31日解散)</p>	<p>1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 5,400,000円 ア 前年繰越額 0円</p>	<p>政治団体の名称 角友会 資金管理団体の届出をした者の氏名 角田勇一 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取県議会議員 報告年月日 平成11年2月16日 (平成10年10月30日解散)</p>	<p>鳥取産院 300,000円 鳥取市 月島機械(株) 500,000円 広島市 ザイヤモンド(株) 300,000円 鳥取市 小計 5,400,000円 (2) 支出の内訳</p>

収入・支出の総額		4 本年収入額	0円
1 収入総額	0円	(2) 支出総額	92,300円
2 支出総額	0円	2 支出の内訳	
期間 平成11年1月1日～同年1月31日		経常経費	
政治団体の名称 知久馬二三子後援会		備品・消耗品費	31,500円
報告年月日 平成11年2月3日		事務所費	60,800円
(平成11年1月31日解散)		小 計	92,300円
1 収入・支出の総額	92,300円	合 計	92,300円
(1) 収入総額	92,300円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)	
7 前年繰越額	92,300円		

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のおり資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
松井亀太郎	大栄町議会議員	松井亀太郎後援会	東伯郡大栄町大字由良宿一三七一―五	松井亀太郎	平成十一年二月四日
知久馬二三子	衆議院議員	資金管理団体	鳥取市富安一丁目一―四	知久馬二三子	平成十一年二月五日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のおり資金管理団体の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
田村耕太郎政策研究会	公職の種類	鳥取県知事	参議院議員	平成十一年二月十五日
角友会	代表者の氏名	山根 登	角田 勇一	平成十一年二月十六日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のおり資金管理団体の指定を取り消す旨の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
西尾 迺富	鳥取市長	西尾迺富政治連盟	鳥取市下段五〇二	西尾 迺富	平成十一年二月九日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成11年度前期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成11年3月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種及びその等級

ア 1級及び2級

金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形及び、造園、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、広告美術仕上げ、写真、園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウエルボイント施工、表装、建築板金及びフラワー装飾

イ 3級

和裁、及び、機械加工、内装仕上げ施工、造園、電子機器組立て及び園芸装飾

ウ 単一等級

産業洗浄、路面標示施工及び塗料調色

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成11年6月7日（月）から同年9月5日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成11年5月28日（金）に鳥取県職業能力開発協会の掲示版に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、及び、産業洗浄及び和裁	平成11年8月22日（日）
造園、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び広告美術仕上げ	平成11年8月29日（日）
写真	平成11年9月1日（水）
園芸装飾、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウエルボイント施工、表装、建築板金、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	平成11年9月5日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先	鳥取市富安二丁目159久本ビル5階	3 級 (在校生に限る。)	9,700円
	鳥取県職業能力開発協会	1 級、2 級及び3 級 (在校生を除く。)	14,500円
(3) 受付期間	平成11年4月5日(月) から同月19日(月) まで (日曜日及び土曜日を除く。)	3 級 (在校生に限る。)	9,700円
	なお、郵送による場合は、平成11年4月19日(月) までの消印のあるもの限り受け付ける。	1 級、2 級及び3 級 (在校生を除く。)	15,400円
(4) 受検申請に関する注意	ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。	3 級 (在校生に限る。)	10,000円
	なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。	1 級、2 級及び3 級 (在校生を除く。)	15,400円
	イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。	3 級 (在校生に限る。)	10,000円
	ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。	婦人子供服製造	11,200円
5 受検手数料等		紳士服製造	13,400円
(1) 受検手数料		家具製作	15,400円
ア 実技試験		建具製作	15,400円
検定職種	金属プレス加工	左官	13,400円
	防水施工	畳製作	15,400円
	サッシ施工	広告美術仕上げ	15,400円
	塗装	写真	15,400円
	布はく縫製	園芸装飾	15,400円
	プラスチック成形	1 級、2 級及び3 級 (在校生を除く。)	15,400円
	とび	3 級 (在校生に限る。)	10,000円
		放電加工	15,400円
		仕上げ	15,400円
		電気機器組立て	15,400円
		鉄道車両製造・整備	15,400円
		石材施工	15,400円

<p>タイル張り 熱絶縁施工 ウエルポイント施工 表装 建築板金 フラーマー裝飾 和裁 産業洗浄 路面標示施工 塗料調色 学科試験 3,000円</p>	<p>13,400円 15,400円 15,400円 15,400円 15,400円 15,400円 10,000円 6,700円 15,400円 15,400円 13,400円</p>	<p>技能検定の合格者には、労働大臣又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。 7 その他 技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。</p>
<p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付は要しない。 (3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。 6 合格者の発表等 (1) 合格通知 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成11年10月5日（火）に書面で通知する。 また、技能検定の合格者の氏名は、平成11年10月5日（火）の鳥取県公報で公示する。 (2) 合格証書の交付</p>	<p>1 検定を実施する職種及びその等級 ア 3級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装 ただし、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。 イ 基礎1級及び基礎2級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造</p>	

<p>婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装</p> <p>2 検定の方法 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 試験の実施期日等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 平成11年4月1日(木)から平成12年3月31日(金)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>ウ 実技試験問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受験申請者あて送付する。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 平成11年4月1日(木)から平成12年3月31日(金)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>4 受験申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p>	<p>ア 技能検定受験申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 随時受け付ける。ただし、平成11年12月29日(木)から同月31日(金)までの日、平成12年1月3日(月)、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>(4) 受験申請に関する注意</p> <p>ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書 在中」と朱書きすること。</p> <p>5 受験手数料等</p> <p>(1) 受験手数料</p> <p>ア 実技試験 検定職種 さく井 15,400円</p> <p>イ 実技試験 検定職種 鋳造 15,400円</p> <p>イ 実技試験 検定職種 鍛造 15,400円</p> <p>イ 実技試験 検定職種 機械加工 15,400円</p> <p>イ 実技試験 検定職種 金属プレス加工 13,400円</p> <p>イ 実技試験 検定職種 鉄工 13,400円</p>
--	--

建築板金	15,400円	かわらぶき	15,400円
工場板金	15,400円	とび	14,500円
めつき	15,400円	左官	13,400円
アルミニウム陽極酸化処理	15,400円	タイル張り	13,400円
仕上げ	15,400円	配管	13,400円
機械検査	11,200円	型枠施工	15,400円
ダイカスト	13,400円	鉄筋施工	13,400円
機械保全	15,400円	コンクリート圧送施工	14,500円
電子機器組立て	15,400円	防水施工	15,400円
電気機器組立て	15,400円	内装仕上げ施工	15,400円
冷凍空調和機器施工	14,500円	熱絶縁施工	15,400円
染色	14,500円	サッシ施工	15,400円
ニット製品製造	15,400円	ウエルポイント施工	15,400円
婦人子供服製造	11,200円	表装	15,400円
紳士服製造	13,400円	塗装	13,400円
帆布製品製造	15,400円	工業包装	14,500円
布はく縫製	15,400円	イ 学科試験	
家具製作	15,400円	3,000円	
建具製作	15,400円	(2) 納付方法	
印刷	15,400円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
製本	15,400円	(3) その他	
プラスチック成形	15,400円	受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
強化プラスチック成形	15,400円	6 合格者の発表等	
石材施工	15,400円	(1) 合格通知	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14,500円		
水産練り製品製造	15,400円		
建築大工	13,400円		

<p>実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 合格証書の交付 技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。</p> <p>7 その他 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。</p> <p>この技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。</p>	<p>平成11年10月10日（日）午前11時30分から午後4時まで</p> <p>2 試験の会場 (1)二級建築士試験 鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111 (2)木造建築士試験 鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111</p> <p>3 試験の内容 (1)学科の試験 ア 建築計画（建築整備の概要を含む。） イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。） ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。） エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）</p> <p>(2)設計製図の試験 建築設計製図（仕様書の作成を含む。）</p> <p>4 受験申込手続 (1)受付期間及び場所 ア 平成11年4月12日（月）から同月16日（金）までの午前10時から午後4時まで 社団法人鳥取県建築士会 鳥取市東町一丁目271 イ 平成11年4月12日（月）から同月13日（火）の午前10時から午後4時まで 鳥取県西部総合事務所（第12会議室） 米子市糺町一丁目160</p> <p>(2)申込方法 次の書類を持参すること。 ア 受験申込書 イ 実務の経験を記載した書類 ウ 申請前6か月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの</p>
<p>建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成11年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成11年 3月 2日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 試験の日時 (1)二級建築士試験 ア 学科の試験 平成11年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験 平成11年9月26日（日）午前11時30分から午後4時まで (2)木造建築士試験 ア 学科の試験 平成11年7月25日（日）午前10時から午後5時10分まで イ 設計製図の試験</p>	

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

オ 建築士法第15条第1号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第2号若しくは第4号に該当する者にあつては、実務の経験を証する使用者の証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

カ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(3)受験手数料

受験手数料は13,300円とし、所定の方法により納付すること。

5 合格者の発表

平成11年12月10日（金）頃合格者に通知する。なお、学科の試験の合格者には平成11年9月9日（木）頃通知する。

6 その他

(1)受験申込書の用紙は、次の場所で平成11年4月5日（月）から配布する。

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課 鳥取市東町一丁目271

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県米子土木事務所建築住宅課 米子市靴町一丁目160

(2)設計製図の試験の課題は、平成11年6月23日（水）頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場に掲示する。

(3)問い合わせ先

鳥取県土木部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220

電話0857-26-7391